

○岡企画官 それでは、定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、オンライン開催とさせていただきます。

本日は、全委員が御出席です。

以後の委員会会議の進行につきましては、丹野委員長にお願いいたします。

○丹野委員長 それでは、ただいまから第146回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は4つです。

議題1、「法務大臣（戸籍関係情報の提供に関する事務）の全項目評価書について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 評価書の指針への適合性・妥当性について、事務局による精査結果の主な内容を説明させていただきます。その上で評価書を審査いただき、承認するかどうかをお伺いいたします。

それでは、資料1に基づいて、審査表の説明をさせていただきます。

まずページをおめくりいただきまして、目次でございます。

1ページから4ページまでの「全体的な事項」では、評価実施手続を適切に行っているか、事務の流れやシステムを具体的に記載しているかといった観点から、5ページ以降の「戸籍関係情報ファイル」では、入手、使用、保管・消去等、特定個人情報ファイルの取扱いの場面やそのリスク対策について、適切に記載しているかといった観点から審査を行っております。事務局において慎重に確認を行った結果、その記載について、いずれも問題となる点は認められませんでした。

次の項目、「評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策」の審査につきましては、13ページを御覧ください。「主な考慮事項（細目）」の74番では、情報提供用個人識別符号の入手に係る仕組み及びリスク対策について、本籍地市区町村等を経由し、情報提供ネットワークシステムから符号を入手し、通信については、ファイアウォール等により、外部からの不正アクセスを防止すること等が、75番では、戸籍関係情報の作成、提供に関わるリスク対策について、事務に必要な情報と紐付くことがないようにすること等が、それぞれ具体的に記載されており、問題は認められないとしております。

続きまして、一番最後のページ、14ページの上段の「総評」を御覧ください。これまでの主な考慮事項において、いずれの審査結果も「問題は認められない」、または「該当なし」となりましたので、「総評」として、次の3点を記載しております。

（1）として、事務の内容や流れが具体的に記載されており、特段の問題は認められないとしております。

（2）として、特定個人情報ファイルの取扱いのリスク及びリスク対策等が具体的に記載されており、特段の問題は認められないとしております。

（3）として、個人番号を保有せずに情報提供用個人識別符号を入手すること、戸籍の副本から作成した戸籍関係情報を提供することについてのリスク及びリスク対策が具体的に記載されており、特段の問題は認められないとしております。

最後に下段、「個人情報保護委員会による審査記載事項」を御覧ください。審査記載事項の案としまして、4点記載しております。

(1)として、リスク対策について、評価書に記載されているとおり、確実に実行する必要がある。

(2)として、特定個人情報のインターネットへの流出を防止する対策について、評価書に記載されているとおり、確実に実行する必要がある。

(3)として、職員への教育・研修を実務に即して実施するとともに、実効性のある自己点検・監査の実施が重要である。

最後に(4)として、情報漏えい等に対するリスク対策全般については、特定個人情報の作成に当たり、重要な情報を含む戸籍の副本を取り扱うという事務の重要性を踏まえ、評価書に記載されているとおり、確実に実行することに加え、不断の見直し・検討を行うことが重要であると記載しております。

精査結果の主な内容の御説明は、以上です。

なお、本日の委員会で御承認をいただければ、法務省に対して、委員会による承認及び審査記載事項を評価書に記載する旨を通知いたします。

以上になります。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

特段御質問、御意見がないようですので、評価書を承認することとしますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○丹野委員長 ありがとうございます。

それでは、「戸籍関係情報の提供に関する事務 全項目評価書」を承認することといたします。

事務局においては、本日の承認を踏まえ、評価実施機関が全項目評価書を適切に公表できるように、引き続き必要な手続を進めてください。お願いいたします。

それでは、次の議題に移ります。

議題2、「情報連携の対象となる独自利用事務の事例の変更について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料2「情報連携の対象となる独自利用事務の事例の変更について」御説明いたします。

資料中、1に記載のとおり、番号法第9条第2項の条例で定める事務、いわゆる独自利用事務につきましては、法定事務に準じるものとして委員会規則で定める要件を満たす場合に、情報提供ネットワークシステムを介して、他の機関と情報連携を行うことが可能であるとされております。

また、2のとおり、委員会では、地方公共団体の運営に資するため、これまで「情報連

携の対象となる独自利用事務の事例」について、36の事例を公表してまいりました。

3が今回お諮りする事項でございます。今回、地方公共団体からの要望を踏まえまして、こちらに掲げる「重度心身障害者等の医療費助成に関する事務」等の6つの事務につきまして、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」に準ずる独自利用事務の事例として追加する形で事例を変更したいと考えております。

4のとおり、これらの変更に係る情報連携の開始時期は、令和3年6月を見込んでおります。

別添1に変更の案文を、別添2に変更後の事例の一覧を掲げてございます。

説明は、以上になります。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

特段御意見がないようですので、それでは、「情報連携の対象となる独自利用事務の事例の変更」について、原案のとおり決定し、公表することとしますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○丹野委員長 それでは、原案のとおり決定し、公表することといたします。

事務局においては、所要の手続きを進めてください。

それでは、次の議題に移ります。

議題3、「個人情報保護法ガイドラインの改正について」、事務局から報告をお願いいたします。

○事務局 「『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）』の改正について」配付資料に基づき御説明申し上げます。

資料3-1を御覧ください。

個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインは、平成31年1月の前回改正から約1年半経過しており、個人情報保護法相談ダイヤルに寄せられた問合せの内容や事業者から寄せられた質問なども踏まえ、個人情報保護法の解釈の明確化などを図ることが望ましい箇所について、記載の追記などを行う必要がございますため、今回、御審議いただきたいと考えております。

改正事項の内容について、簡単に御説明申し上げます。

まずは利用目的による制限などに関する例外の一つである法令に基づく場合について、事例の追加を行うものでございます。具体的には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び電気事業法についての事例を追加することを考えております。

次に、直接書面などにより個人情報を取得する場合に関する記載を修正するものについ

てでございます。名刺などにより個人情報を取得する場合は、一般の慣行として、自身の個人情報を本人の自発的な意思で、任意の簡便な形式により相手に提供するものであり、個人情報取扱事業者が一定の書式や様式を準備した上で、本人が当該事業者の求めに沿う形で個人情報を提供する場合とは異なることから、法18条第2項の義務を課すものではなく、法18条第1項が適用されることを明確化したいと考えております。

次に、利用目的の通知などをしなくてよい場合に関する事例の修正についてでございます。名刺交換により取得した個人情報を所属する会社の広告宣伝のための冊子や電子メールの送付に利用することは、近年のビジネス実態から見て、「取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合」に該当すると考えられるため、事例の修正をしたいと考えております。

最後に、オプトアウトの届出を行う場合の注意事項及び望ましい記載の事例の追加についてでございます。国民がオプトアウト手続をとる上で必要十分な具体性のある内容が適切に提供されるよう、記載事項を追加したいと考えております。

御審議の上、承認いただけましたら、速やかに行政手続法第39条に基づく意見公募手続に付させていただきますと考えております。

説明は以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

大島委員、お願いします。

○大島委員 説明ありがとうございます。

ホームページでの注意喚起あるいは相談ダイヤルなど、委員会の日頃の活動を踏まえて、節目節目においてガイドライン等に反映させていくことは、事業者にとりましても、個人にとりましても、一覧性のある形で法令を理解するというところで、大変有効なことだと思います。

とりわけ今回は、感染症の拡大防止あるいは災害対応目的での例外的扱いなど、時宜を得た項目を盛り込んでおりますので、速やかに手続をとり、成案を得たいと考えているところであります。

以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ほかに御意見はございますでしょうか。

今回の現行法のガイドラインの改正ですが、前回改正から約1年半ぶりの改正となります。ここまでの状況の変化を踏まえた明確化等ということになります。これについてはパブリックコメントを実施し、いただいた御意見を踏まえて、適切に対応したいと思います。

それでは、特に御修正の意見等がないようですので、この改正案でパブリックコメントを行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○丹野委員長 それでは、事務局におかれては、所要の進め方を進めてください。よろしくお願いいたします。

それでは、次の議題に移ります。

議題4、「地方公共団体の個人情報保護制度に関する懇談会における実務的論点の整理に向けて」、事務局から報告をお願いいたします。

○池田企画官 「地方公共団体の個人情報保護制度に関する懇談会における実務的論点の整理に向けて」につきまして、資料4に基づき、御説明申し上げます。

地方公共団体の個人情報保護制度に関する懇談会については、昨年10月の委員会で開催について御承認いただき、昨年12月以降、開催をしております。新型コロナウイルス感染症対策などもあり、1回、開催できませんでしたが、これまで3回開催するとともに、総務省及び全国の地方公共団体の御協力をいただき、実態調査も行ったところでございます。

実態調査においては、個人情報の定義や取扱いの制限等に関する規定等について、地方公共団体ごとに大きく異なっており、様々な規律が存在する状況となっていることが分かりました。特に、平成28年の行政機関個人情報保護法の改正で導入されました要配慮個人情報の規律の差が大きくなってまいりました。

また、現状の個人情報保護条例の運用においては、自治体間の連携があまり存在していないこと、一方で、具体的な条例の運用に当たっては、様々な課題が存在していて、自治体の規模に応じた違い、例えば人員面での課題なども把握できたところでございます。

加えまして、地方公共団体のうち、一部事務組合等については、条例の適用関係が明らかでない団体が、少なくとも613団体存在する状況にあるなど、条例の不適用団体の問題が把握されたところでございます。

また、先般の改正法の国会審議を含め、条例が地方公共団体間で異なることについて、課題であるとの御意見が委員会に多く寄せられているところでございますが、懇談会の中では、支障事例は生じていないとの御意見もあるなど、委員会と地方公共団体の方々との認識の差なども把握できた状況でございます。

このような懇談会の意見交換の現状等を踏まえまして、本日の資料でございますが、個人情報保護法を所管し、我が国の個人情報の保護に関する基本方針を立案する役割を担っている、いわゆる三条委員会として独立した立場から本件を整理する際の基本的視点として取りまとめたものでございます。

資料のポイントといたしましては、大きく分けまして、個人情報保護法の第1条に関連します「個人の権利利益の保護」及び「保護と利活用のバランス」として、冒頭の2点でございます。その上で、条例等に係る規律の調和、解釈・運用の調和とした上で、最後に、体制面の課題を掲げてございます。

なお、便宜的に各項目に分けてございますが、それぞれの項目は独立しているものではなく、相互に関係するものである点、付言させていただければと存じます。

それでは、内容について御説明を申し上げます。

まず「1. 個人の権利利益の保護の必要性」では、個人情報保護法第5条では、地方公共団体は「その地方公共団体の区域の特性に応じて、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する」と規定されており、法の許容する範囲で地方公共団体が創意工夫をすることは、望まれることを記載させていただきます。

一方で、地方公共団体ごとに個人情報保護条例が異なり、また、一部の地方公共団体を取り扱う個人情報については、条例の対象となっていない現状について、どう評価するかと記載させていただきます。

「2. 官民通じた保護と利活用の適切なバランス」におきましては、地方公共団体のパーソナルデータに係る利活用の期待が高いこと、個人情報の保護と利活用は、車の両輪であること、利活用側として主に想定される民間側の法制とも整合的である必要性があることを記載させていただきます。

「3. 個人情報保護条例の規律の調和」でございますが、こちらでは、地方公共団体の個人情報保護については、当初、先駆的団体によって、国に先んじて導入された経緯や、現在、個人情報保護条例が存在するといった事実を踏まえた議論が必要であること、一方で、個人の権利利益の保護という観点から見た際に、ナショナルミニマムの実現という視点も重要であること、民間部門と規律の差異を設ける必要が低く、公益的に見ても、データの流通に対するニーズの高い分野が取扱いの論点であることを記載させていただきます。

「4. 個人情報保護条例の解釈・運用の調和」では、団体間でのデータ連携などにおいて、課題と指摘する意見が事例ベースで多く存在していること、現行の個人情報保護法上、例えば第8条に地方公共団体等への支援や、第14条に国及び地方公共団体の協力といった規定はあるものの、国と地方との役割分担や連携の在り方が必ずしも明確ではないということに記載させていただきます。

「5. 地方公共団体の体制面の課題への対応」でございますが、こちらでは、個人情報保護条例の運用体制が団体の規模によって大きく異なっている実態があること、特に小規模団体では、個人情報保護条例の運用に苦慮している団体が存在していることを記載させていただきます。

本日の資料は、個人の権利利益の保護等、個人情報保護法を所管する委員会としての立場から取りまとめたものでございます。地方公共団体等においては、地方自治等、異なる観点からの御指摘も当然あり得るものと考えてございます。

本日の資料について、御審議をいただいた上で御決定いただきましたら、事務局といたしましては、今後、本資料の方向性に基つき、地方公共団体と実務的論点について、オープンに意見交換を進めて、意見を伺ってまいりたいと考えている次第でございます。よろしくお願いたします。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

熊澤委員、お願いいたします。

○熊澤委員 私からは、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた対応について、コメントをさせていただきます。

今般の新型コロナウイルス感染症対策の過程において、感染者情報の取扱いや公表など、配慮を要する個人情報の取扱いについて、多くの議論があったと承知しております。

委員会としても、関係省庁と連携して、Q&Aの発出や、接触確認アプリにおける情報の取扱いの検討等を行いました。しかし、国、地方公共団体及び民間事業者が相互に協議を行うことを要する局面において、その調整役が明確でなかったことも一部批判されているところです。これは、この事案に限定した論点として捉えるべきではなく、反省点として、今後も生かすべきだと思います。

私からは以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ほかにどなたか御意見はおありでしょうか。

中村委員、お願いいたします。

○中村委員 地方の自主性の尊重という観点から、コメントを述べたいと思います。

事務局が地方自治体を対象に実施し5月に公表した「個人情報保護条例に係る実態調査」によりますと、「現状の制度運用における課題・支障」は「ない」と回答した自治体は、都道府県で8.5%、市町村で5.1%と、極めて少なく、ほとんどの団体が現状に課題があると考えていることが分かりました。

一方で「地方公共団体において統一的な個人情報保護規律が設けられた場合の支障・課題」について、課題は「ない」と回答した自治体は、都道府県で0.0%、市町村で7.3%と、一元化をする場合でもほとんどの団体が、課題が「ある」と認識していることも分かりました。

このような状況においては、5月15日の委員会で申し上げたことと繰り返しになりますが、法制の調和を進めるという方向性を踏まえつつ、国と地方の役割分担の在り方について議論を深め、地方公共団体の特性に応じた対応を要する部分を正しく見極めていただくことが大事です。

そのためには、引き続き地方公共団体の意見を丁寧に聞きながら、建設的な対話を進めていくことが重要と考えます。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ほかにどなたか御意見はおありでしょうか。

藤原委員、お願いいたします。

○藤原委員 今、熊澤委員、中村委員から既に御指摘があったことと重複する部分もありますけれども、お許してください。

我が国の個人情報保護法制は、事務局の説明にもありましたように、一部の先駆的的地方公共団体による条例制定から始まったわけです。その地方分権的運用には、それぞれの事情や成果もありまして、今日の個人情報保護法制の定着には大きく貢献したわけでありませぬ。

他方、確かに普通地方公共団体と特別地方公共団体という比較でいいますと、いまだに相当数の特別地方公共団体については、条例の規律の対象ではない、あるいは特別地方公共団体が独自の規律をもつ場合であっても個人情報保護法や行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律と比べて、かなりまちまちであるというのも事実であります。また、自治体全般の運用の実態については、これまで事務局から御指摘があるように、当該団体の規模にかなり左右されているところがあるのも事実だと思います。

考えてみますと、自治体が個人情報保護条例を独自に展開させてきた時期には、今日のグローバル化やビッグデータの時代は予想していなかったと思われませぬ。条例は自治事務ですから、支障がなければ、要配慮個人情報を含めて解釈・運用がまちまちになるのは当然のことなわけですが、団体間でのデータの流通の日常化によって、団体ごとの規律である条例の限界が見え始めていて、そういう御指摘があるということは、重く受け止めなければならないのだと思います。こういった今日的課題に対応し得る法制の在り方という視点は、必要になってくると思われませぬ。

そこで、例えば学術・医療などは最たるものだと思いますけれども、個別分野ごとに立法事実を精査して、全国一律的な規制が必要になるかどうかということをして制度として検討することは考えられませぬし、さらにいえば、個人情報保護委員会というのは、我が国の個人情報保護の司令塔としての役割を担っているわけなので、地方公共団体の保有する個人情報についても、住民の権利利益の保護という観点からであれば、関与をすることも検討されてもいいと考える次第であります。

少し長くなりましたけれども、意見を申し上げました。

○丹野委員長 ありがとうございます。

今、3人の委員から御意見をいただきました。ありがとうございます。

特にお3人とも本案について修正が必要ということではなかったと思われませぬので、それでは、「地方公共団体の個人情報保護制度に関する懇談会における実務的論点の整理に向けて」について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○丹野委員長 ありがとうございます。それでは、原案のとおり、決定することといたします。

本件に係る今後の進め方については、本日の委員からの指摘を踏まえつつ、事務局から説明のあったとおり、ぜひ前向きに進めていただきたいと思いますと思われませぬ。

本日の議題は以上です。

本日の会議の資料については、準備が整い次第、委員会のホームページで公表してよろ



しいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○丹野委員長 それでは、そのように取扱いをいたします。

それでは、本日の会議はこれで閉会といたします。